2　前項の規定にかかわらず、原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら施設定期検査を行う必要があると認めた場合は、当該原子炉施設に係る施設定期検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3　原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4　機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行う施設定期検査の通知書等）

第三十七条　原子力規制委員会は、第三十四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第三十四条第一項又は第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る令第二条第一項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部の実施については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該施設定期検査に関する事務の実施について通知するものとする。

一　施設定期検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二　施設定期検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を行う時期

四　施設定期検査を行う場所

五　施設定期検査の対象

六　施設定期検査の方法

3　前項の通知書には、第三十四条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類の写しを添付するものとする。

4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査結果の通知）

第三十八条　機構は、令第二条第一項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2　前項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　施設定期検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二　施設定期検査を受けた工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を行った年月日

四　施設定期検査を行った場所

五　施設定期検査の対象

六　施設定期検査の方法

七　施設定期検査の結果

（施設定期検査終了証）

第三十九条　原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めたときは、当該申請に係る施設定期検査終了証を交付する。

（保安検査）

第四十条　保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　前項に掲げるもののほか、保安検査は、実施計画による保安のための措置の適正な実施を確保するため必要があると認めるときに行うものとする。

（特定核燃料物質の防護のための措置の実施についての検査）

第四十一条　法第六十四条の三第七項の検査のうち、特定核燃料物質の防護のための措置に係る検査は、毎年一回行うものとする。

（身分を示す証明書）

第四十二条　法第六十四条の三第八項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものとする。

（検査事務を実施する者）

第四十三条　機構が行う令第二条第一項に規定する検査に関する事務の一部を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設及び使用施設等（以下「原子力施設」という。）の保安その他の保安に関する行政事務（以下「保安行政事務」という。）に通算して二年以上従事した経験又は原子力施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務（以下「保安事務」という。）に三年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

二　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、保安行政事務に通算して四年以上従事した経験又は保安事務に五年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

三　保安行政事務に通算して六年以上従事した経験又は保安事務に七年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了した者

四　原子力施設検査官の職にあった者

五　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）第三条に規定する者をいう。）の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

六　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十七条第二項第十六号の規定　平成二十五年十二月二十九日

二　第十七条第二項第十五号及び第二十二号の規定　平成二十六年三月三十日

（経過措置）

2　この規則の適用の日前に法第三十四条の規定により記録した実用炉規則第七条第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。

3　この規則の適用の際現に実用炉規則第十二条第三号の規定により原子力規制委員会が指定する者の認定を受けている者は、第十四条第一項第三号の規定により原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものとみなす。この場合において、当該基準に適合した者に係る有効期限については、なお従前の例による。

4　この規則の適用の日前に実用炉規則第十一条の二第一項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、第十三条第一項の規定により策定された十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす